

企画競争実施の公示

令和8年5月11日
観光庁 参事官（旅行振興）
根来 恭子

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 海外教育旅行の促進及びプログラムの付加価値向上に関する事務局運営業務

(2) 業務内容

アウトバウンドの促進は、日本人の国際感覚の向上や国際間の相互理解の増進等により、安定的な国際関係の構築につながり、なかでも海外教育旅行は若者の海外への関心を高め、中長期的なアウトバウンドの増加に寄与する。特に、海外教育旅行の裾野拡大を図るため、新たに導入を検討する学校や地方公共団体等の掘り起こしを図る必要がある。

本事業では、学校又は地方公共団体等と旅行事業者の連携により、国際的な潮流等を踏まえた教育的に付加価値の高い海外教育旅行のプログラムの開発を目指す企画を公募し、有識者による選定・採択後のプログラム開発の過程で翌年度以降の商品化に向けた磨き上げのサポートにより、学校や地方公共団体には海外教育旅行による教育効果の向上を図るとともに、商品造成に携わる旅行事業者には企画・開発力の向上を図ることが期待される。

また、海外教育旅行の裾野拡大に向けた普及啓発活動として、これまでのプログラム開発や実施等の成果をとりまとめ、シンポジウムの開催、ウェブサイト等における情報発信などを通じ、海外教育旅行の導入に関心のある学校や地方公共団体等と旅行事業者や各国政府観光局等の連携を促進し、海外教育旅行の関係者で形成するネットワークの拡大を図る。

これらを通じて、海外教育旅行の経験から進学・就業などのキャリアステップにおいて、中長期的なアウトバウンドの増進により、外国との人的交流を通じた将来の国際人材の輩出、ひいては国際交流の活性化及び国際経済・社会の発展に寄与する。

(3) 履行期限 令和9年3月26日（金）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること又は申請をして受付された者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

(1) 担当課等

観光庁 参事官（旅行振興）付 中島、東田、板里
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館15階
電話：03-5253-8329 電子メール：hqt-kaigai-kyouikuryoko@gxb.mlit.go.jp

(2) 企画説明書の交付期間、交付方法及び連絡先

令和8年5月11日（月）から令和8年6月22日（月）(1)に同じ
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。
説明書は担当より電子メールにて交付する。

(3) 企画提案書の提出期限、提出方法及び連絡先

原則として電子メールにより提出すること。(1)に同じ
令和8年6月23日（火）17時00分

(4) 説明会実施の有無

無

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無

必要に応じて行う場合がある。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
 - ① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は企画競争説明書による。